

「大阪スポーツ元気プロジェクト事業」にかかる 企画・運営等委託業務 仕様書

1 業務名称

「大阪スポーツ元気プロジェクト事業」にかかる企画・運営等委託業務

2 事業目的

新型コロナウイルスと共存しながら、運動する機会の創出や観戦機会の提供などスポーツ活動の回復に取り組むとともに、大阪のプロスポーツチーム等を通じてスポーツの魅力を発信するため、「大阪スポーツ元気プロジェクト事業」を実施する。

本事業を通じて、大阪のプロスポーツチーム等を紹介する場を創出するとともに、府民にスポーツに触れる機会を提供し、大阪のスポーツ活動の盛り上げと、新型コロナウイルス感染症によって落ち込んだ地域経済の活性化を図る。

3 委託業務内容

- (1) 大阪のトップアスリートやスポーツチームと連携した大規模スポーツイベントに係る業務
(開催日：令和2年12月5日(土)、開催場所：万博記念競技場、万博記念公園東の広場)
- (2) 試合観戦とオプションツアーに関する業務
- (3) スポーツの広報プロモーション業務
- (4) 全体スケジュール等の業務運営計画の作成

※ 実施するプログラムについては、新型コロナウイルス感染症の状況などの社会情勢を踏まえて実施していく必要があるため、予算の範囲内で追加、変更等を求めることがある。その際は、大阪スポーツ元気プロジェクト実行委員会（以下「実行委員会」という。）と協議・調整のうえ、決定する。

4 委託業務内容の補足

- (1) 大阪のトップアスリートやスポーツチームと連携した大規模スポーツイベントにかかる業務

1. 企画の総合調整・運営及び管理

子どもから高齢者まで幅広い世代が、トップアスリートと触れ合い、スポーツを楽しむことができる大規模スポーツイベントの企画・運営を行う。

(1) 企画等の作成

ア 企画全体

プログラム全体の企画を作成すること。プログラムの企画にあたっては、次の点に留意すること。

- ・公募要領における「8 企画提案概要」を踏まえた企画とすること。
- ・イベントの開催日は、令和2年12月5日(土)とする。会場設営・撤去については、前日の12月4日(金)及び12月6日(日)の9時から17時までの間にも実施可能とする。

- ・イベントの実施場所は、万博記念競技場、万博記念公園東の広場とする。会場使用料及び関係者用駐車場の使用料については大阪府日本万国博覧会記念公園事務所が定める利用料金を委託事業者が支払うこと。
- ・イベントへの参加料は無料とすること。ただし、万博記念公園（東の広場）の利用料（大人 260 円、小中学生 80 円）については、参加者の負担とする。
- ・実行委員会が指定する他団体のイベントとの連携については、その都度、協議・調整を図ること。

イ ステージイベント等

- ・演出の一環として、アスリート、芸能人、文化人等が出演するステージイベント等を企画する際は、実行委員会と協議の上で出演者に関する交渉を行い、謝礼等を支払う必要がある場合は、委託料の範囲内で行うこと。
- ・委託事業者が出演者に交渉を行う際は、肖像権に関する調整を行い、府ホームページ（なみはやスポーツネット）や SNS での動画配信や写真掲載をすることに同意を得るとともに、別途料金が必要な場合は支払うこと。またステージで使用する音楽の著作権に関わる使用料が必要な場合は支払うこと。

ウ スポーツ教室の実施

- ・スポーツ教室における大阪のプロスポーツチーム等（以下「15 チーム」という。）（※）への出演調整等は、実行委員会が行う。

（※）15 チーム（大阪ゆかりのプロスポーツチーム等）

- ・野球：オリックス・バファローズ
- ・サッカー：ガンバ大阪、セレッソ大阪、FC 大阪、スペランツァ大阪高槻
- ・ラグビー：NTT ドコモレッドハリケーンズ、近鉄ライナーズ
- ・フットサル：シュライカー大阪
- ・バスケットボール：大阪エヴェッサ
- ・バレーボール：堺ブレイザーズ、サントリーサンバーズ、パナソニックパンサーズ、JT マーヴェラス
- ・卓球：日本生命レッドエルフ、日本ペイントマレッツ
- ・参加協力のあった 15 チームに対して、委託事業者はレッスン料を支払うこと。
- ・15 チーム以外のスポーツチームや選手の出演、実施コンテンツ等を提案いただくことは可能だが、採用された場合は、実行委員会が指定する費用以外のレッスン料として、費用負担すること。
- ・参加者については事前申し込み制とし、募集関連業務については、委託事業者が行うこと。
- ・参加募集に当たっては、大阪府個人情報保護条例等の関係法令を遵守すること。

エ 本イベントの模様を動画コンテンツとして作成

- ・イベント終了後に当日の模様を大阪府の SNS アカウント（YouTube、Twitter、インスタグラム）で広く発信するため、委託事業者は動画コンテンツを作成すること。
- ・作成する動画はダイジェスト版（1～2 分程度）とする。

(a) 撮影方法

- 委託事業者は、イベントの様相（ステージイベント、体力向上チャレンジ、スポーツ体験、スポーツ教室ほか）を、撮影機材で撮影すること。
- 撮影機材等は委託事業者が手配すること。
- ステージイベントの撮影は、マイクを使用するなど明瞭な音声を確保すること。
- 当日の撮影の流れについて案を作成し、事前に実行委員会と協議・調整すること。

(b) 編集について

- イベント終了後、概ね一週間以内に、動画を編集し、実行委員会に映像データを提出すること。その後、完成までに、実行委員会による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。
- 来場者の肖像権を侵さないよう編集すること。
- 成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了承を得ること。
- 動画は、MP4 形式にて納品することとするが、別形式での提出を求める場合もある。（汎用性の高い形式である場合は、受託者はこれに応じること。）
- 画角は 16：9、画質のクオリティはフル HD とする。
※YouTube 等の動画配信サイトに掲載可能なものとする。
- 映像等のデータは電子媒体（DVD 又は USB メモリ等）で納品すること。

オ ポスター、チラシの作成

- 本イベントの出演者の画像を活用した周知ポスター、チラシを作成すること。
ポスター B2 サイズ 500 部
B1 サイズ 100 部
チラシ A4 サイズ 9,500 部
- デザイン、構成は事前に実行委員会と協議し、決定すること。
- 納品時期は、実行委員会と協議し、決定すること。
- 校正は、それぞれ2回ずつ行うこと。

カ 新型コロナウイルス感染症対策

- 公益財団法人日本スポーツ協会及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会が作成した「スポーツイベント再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」等を踏まえ、事業を実施すること。
- 実施するプログラムについては、新型コロナウイルス感染症の状況などの社会情勢を踏まえて実施していく必要があるため、予算の範囲内でプログラムの追加、変更等を求めることがある。その際は提案内容をベースに実行委員会と協議・調整のうえ、決定する。
- 参加者に対して、検温及び手指消毒を行うなど、新型コロナウイルス感染症対策を講じること。

キ 開催概要

各ブースのプログラム概要、各ブースの配置図、タイムスケジュール等の情報を掲載した開催概要、事業計画を作成すること。

(2) 運営事務局の設置

- ・実行委員会や出演者、プロスポーツチーム等との調整のほか、プログラム全体の問合せや参加者の募集等の手続き（申込、受付対応、当落通知等）など個々のプログラムの運営を円滑に行うための運営事務局を設置すること。
- ・本事業がメディアに広く取り上げられるようテレビ、新聞、雑誌等のメディアに対し効果的な情報発信の計画策定・調整を行うこと。
- ・実行委員会と協議・調整のうえ、当日の取材要領の作成及びプレス対応を行うこと。

2. 関係機関連絡会議への同席

関係機関との連絡会議や主要な会議には、原則として実行委員会とともに同席すること。また、会議では必要に応じて説明等を行うほか、事前資料の作成等、準備を行うこと。

3. 各種許可申請に係る業務

使用許可等が必要な場合は、それらの申請資料の作成及び催物開催届等、プログラムの実施に必要な資料を作成すること。

4. 実施マニュアル等必要資料の作成

- (1) 関係者説明会に要する資料
- (2) プログラム等の進行に要する資料
- (3) 製作、設営物に要する資料
- (4) 各プログラム開催当日の会場記録写真資料
- (5) 搬入出、設営撤去マニュアル
- (6) 危機管理対応マニュアル
- (7) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止ガイドラインに基づいた対策マニュアル
- (8) その他、実行委員会が必要と認める資料

5. 実行委員会運営資機材搬入搬出作業

実行委員会が使用する資機材について、実行委員会の指示に基づき搬入出作業を行うこと。

6. 会場設営及び搬入出に係る業務について

- (1) 大阪コロナ追跡システムの導入
会場に大阪コロナ追跡システムを導入し、参加者に対して本システムの利用を積極的に促すこと。
- (2) 搬入出・設営計画の策定及び実施
 - ア 設営撤去を安全にかつ時間内に完了させるための方策につき十分検討するとともに、事故や時間内に完了できない場合等に備えたバックアップ体制についても検討すること。
 - イ 事業開始、終了、搬入搬出時における来場者の安全な誘導方法について十分検討すること。
 - ウ 荒天などによりイベント当日又は事前に中止を決定する必要がある場合、その判断基準、対策について検討すること。
 - エ ゴミ収集計画を検討すること。

オ 当該プログラム参加者及び当該会場に来場された方に、ポスター・チラシ等を活用して、プロジェクトのプログラムであることをPRすること。

カ 会場設営等について、誰もが参加しやすいバリアフリーの対応をすること。

(3) IP無線の調達（必要に応じて）

(4) ブース等の設営・撤去、運営等

ア 提案事業として実施するコンテンツに必要なテントの設営及び電源等の機器の設置、及び運営を行うこと。なお、それらのブースにおいては、運営に必要な資材（運営スタッフ含む）等についても準備すること。

イ 15チーム等のブースを設置し、テント・電源等必要な設備を用意すること。

ウ イベント終了後、資機材をすみやかに撤去すること。

(5) 救護業務

救護所を設置し、医師1名、看護師1名以上を配置するなど急病人、負傷者等の救護体制を整え、万全を期すこと。体制等については施設管理者と充分調整するとともに、救護にあたった場合は、患者ごとに救護対応状況を記録した書面を提出すること。

(6) 会場内清掃

会場内のゴミ処理については、施設管理者と事前に協議の上、対応すること。

(7) 保険の加入

施設賠償責任保険、傷害総合保険、事業参加者傷害保険、施設入場者傷害保険等に加えること。

7. 警備計画の作成、実施

- ・来場者の安全を最優先に、各プログラムの運営に支障のない警備計画を作成し、その計画に基づき警備を実施すること。
- ・各会場における適切な交通誘導及び必要な警備員の配置計画及び安全対策を策定すること。

(2) 試合観戦とオプションツアーに関する業務

大阪の都市魅力の一つとしてのスポーツに興味・関心を抱くとともに、新たな大阪のスポーツファンの拡充に繋がるような、15チームの試合観戦とオプションツアーをセットで下記業務を実施する。

1. 企画の総合調整・運営及び管理

(1) 運営事務局の設置（参加者申込等業務）

実行委員会との調整のほか、観戦イベントへの問合せやその参加者の募集等の手続き（申込、受付対応、当落通知等）など個々のプログラムの運営を円滑に行うための運営事務局を設置すること。

(2) 観戦日受付及びオプションツアーの運営

- ・参加者の当日の受付業務及び観戦チケット・チームグッズ等の引き渡し、オプションツアーの運営業務を行うこと。

- 当日の受付業務及びオプションツアーの運営業務については、試合会場でのルールを遵守の上、15チーム等の担当者の指示に従うこと。
- 参加者募集にあたっては、大阪府個人情報保護条例等の関係法令を遵守すること。
- 参加者に対して、検温及び手指消毒を行うなど、新型コロナウイルス感染症対策を講じること。

(3) 観戦試合

観戦試合は、実行委員会が15チームと調整し、決定する。

(観戦時期：令和2年10月から令和3年3月末まで)

(4) オプションツアー

- オプションツアーは、原則として観戦当日の試合の前後に実施する。
- その内容については、実行委員会が15チーム等と調整し、内容を決定する。
(例：バックヤードツアー、選手交流、エスコートキッズ体験などを想定)

(5) オプションツアー参加者の保険の加入

施設賠償責任保険、傷害総合保険、事業参加者傷害保険、施設入場者傷害保険等に参加すること。

(6) 参加人数

各観戦試合（オプションツアー等含む）の参加人数は、原則、1チームあたり50名（15チーム、各1試合）の範囲内で実行委員会が15チームと調整し、決定する。

(7) 試合観戦及びオプションツアーの費用

委託事業者から15チーム等への支払い業務を行うこと。

(3) スポーツの広報プロモーション業務について

府民や全国にむけて大阪のプロスポーツ等の魅力を発信し、スポーツへの機運醸成やスポーツ観戦で、来阪につながるプロモーションを行う。

1. 動画及びポスター、パンフレットの作成

- 15チームが一堂に介し、大阪にある魅力あるスポーツの紹介を行うための動画及びポスター、パンフレットを作成すること。
- 作成にあたっては、府民や全国にむけて大阪のスポーツの魅力を発信し、スポーツへの機運醸成やスポーツ観戦で、来阪につながるプロモーションとするため、躍動感があり、府内外の人々に大阪の都市魅力の一つであるスポーツを強く印象付けられる効果的なデザインとすること。
- 動画及びポスター、パンフレット等のデザイン・構成は事前に実行委員会と協議し、決定すること。

- 動画の種類及びポスター、パンフレットの部数等については、次のとおり。
ただし、本事業において、効果的な広報方法がある場合は、これに限らず、実行委員会と調整・相談の上、作成すること。

	内容	部数	備考
動画	Short Ver (1分)	—	各試合会場のビジョン(大型ディスプレイ)等で放映
	Long Ver (3分)	—	大阪府 HP に掲載
ポスター	B 2	3,000 部	
	B 1	500 部	
パンフレット	A 3 折り (仕上がり A 4)	20,000 部	

2. ノベルティグッズの作成

- 次のとおり作成すること。
ただし、本事業において、効果的なノベルティグッズがある場合は、これに限らず、実行委員会と調整・相談の上、作成すること。

品名	内容	数量	備考
クリアファイル (A4判)	上記1の画像を使用	20,000 部	
缶バッジ (直径 4.5 cm 程度)	大阪府広報担当副知事もずやんと 15 チームマスコットの画像を使用	15,000 個 (1,000 個×15 チーム)	

3. 肖像権及び放映権等の権利関係

- 動画や画像の素材については、実行委員会が 15 チームと調整して、用意することとするが、肖像権、放映権等の権利関係で生じる費用が発生する場合は、実行委員会と委託事業者が協議の上、委託事業者が負担することとする。

4. 納品等

- 納品日は、令和2年10月上旬とし、具体的な期限は実行委員会と協議して決定する。
- なお、動画及びポスター、パンフレットの原版は、電子媒体(DVD 又は USB メモリ等)で納品することとし、動画は家庭用 DVD プレーヤーで再生できるものとし、画像は PDF 版及び AI 版を提出すること。
- 校正は、それぞれ2回ずつ行うこと。

(4) 全体スケジュール等の業務運営計画の作成

1. 運営体制・全体スケジュール等の作成

- 運営体制は、役割分担等を明示した「組織（人員）体制表（様式自由）」として提出すること。
- 本件委託業務を運営するために、全体スケジュールを示した業務運営計画を作成し、提出すること。
- 各業務の実施時期等については、効果的、効率的に取組めるよう各事業間と調整し、連携を図ること。

2. 新型コロナウイルス感染症対策

- 公益財団法人日本スポーツ協会及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会が作成した「スポーツイベント再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」等を踏まえ、事業を実施すること。
- 実施するプログラムについては、新型コロナウイルス感染症の状況などの社会情勢を踏まえて実施していく必要があるため、予算の範囲内でプログラムの追加、変更等を求めることがある。その際は提案内容をベースに実行委員会と協議・調整のうえ、決定する。
- 参加者に対して、検温及び手指消毒を行うなど、新型コロナウイルス感染症対策を講じること。

5 契約期間

契約締結日から令和3年3月31日（水）まで

6 成果物の提出

事業終了後、令和3年3月31日（水）までに、実行委員会あて、以下の成果物等を提出すること。

(1) 実施報告書

- A4 サイズ 10 部及び USB メモリー等に格納のこと。
- なお、制作物等の所有権及び著作権は、納品をもって実行委員会に帰属するものとする。

(2) 業務に関して作成した全ての成果物

- マニュアル、作成した広報物データ、当日の写真や映像データなど USB メモリー等に格納して提出。

(3) 報道実績報告書

- 掲載された記事（著作権に留意）、HPなどのWeb 情報、SNS、テレビ等での放送動画について、取りまとめた報告書（※USB メモリー等に格納のこと）。
- なお、テレビ等での放送動画については、電子データ（USB メモリー等）で提出すること。

7 その他

(1) 守秘義務等について

ア 受注者は、委託業務の遂行上知り得た情報は、受注業務遂行の目的以外に使用し、または第三者に提供してはならない。

イ 委託業務の終了後、成果物に誤り等が認められた場合には、受注者の責任において速やかにその誤りを訂正しなければならない。

(2) 個人情報の取り扱いについて

ア 委託業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、受注者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。また、業務完了後、受注者が保有する機器等にデータが残存している場合は、受注者の責任において確実にデータの破棄を行うこと。

イ 受注者は事業実施にあたり、収集する個人情報及び法人情報について、実行委員会に情報提供することを当事者に事前に説明し同意を得ること。

ウ 事業実施にあたり収集した個人情報や法人情報は実行委員会に帰属するものとし、実行委員会の指示に従い提供を行うこと。

エ 契約を締結する際、受注者は、個人情報の保護の観点から、誓約書（別途提示）を提出すること。

(3) 著作物の譲渡等

受注者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、当該著作物のうち受注者が従前より保有するものの著作権は、受注者に留保されるものとし、受注者は発注者及びその指定する者の必要な範囲で発注者及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。

(4) その他留意事項について

本仕様書に記載のない事項及び業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度実行委員会と協議を行い、指示に従うこと。